

平成30年度熊本県学校支援チーム隊員推薦要領

1 隊員候補者の推薦手順

教育庁関係課長及び熊本県立教育センター（以下、「教育センター」という。）所長は、熊本県学校支援チーム設置運営要項（以下、「要項」という。）第3条に定める活動実施に相当と認められる者を、隊員候補者として以下により推薦を行う。

- (1) 関係課長及び教育センター所長は、原則として、次に掲げる人数の範囲内で推薦を行う。

平成30年度養成人数 31名

- 高校教育課：4名（県立中・高等学校教職員）
- 義務教育課：10名（市町村立小・中・義務教育・特別支援学校教職員）
- 特別支援教育課：1名（県立特別支援学校教職員）
- 体育保健課：2名（体育保健課職員）
- 教育センター：14名（教育センター職員）

- (2) 関係課長及び教育センター所長から、教育政策課長への推薦

- ① 高校教育課長及び特別支援教育課長は、次の手順により、所管する学校の中から隊員候補者を推薦する。

ア 高校教育課長及び特別支援教育課長は、所管する学校の中から隊員候補者を選考し、隊員候補者が所属する学校長及び隊員候補者に推薦の可否についての意向を確認する。

イ 高校教育課長及び特別支援教育課長は、隊員候補者を有する学校長及び隊員候補者から推薦の了承を得られた場合、学校長に文書で推薦を依頼する。

ウ 学校長は、高校教育課長又は特別支援教育課長に「熊本県学校支援チーム隊員推薦用紙」（別記様式1）を提出する。

エ 高校教育課長及び特別支援教育課長は、別記様式1をとりまとめのうえ、教育政策課長へ推薦を行う。

- ② 義務教育課長は、次の手順により、所管する学校の中から隊員候補者を推薦する。

○教育事務所からの推薦

ア 義務教育課長は、各教育事務所長へ隊員候補者の推薦を依頼する。

イ 教育事務所長は、管内の学校から隊員候補者を選考し、隊員候補者が所属する市町村教育長、学校長及び隊員候補者に、推薦の可否についての意向を確認する。

ウ 教育事務所長は、隊員候補者が所属する市町村教育長、学校長及び隊員候補者から推薦の了承を得られた場合、市町村教育長に文書で推薦を依頼する。

エ 市町村教育長は、教育事務所長に別記様式1を提出する。

オ 教育事務所長は、別記様式1をとりまとめのうえ、義務教育課長へ推薦を行う。

カ 義務教育課長は、別記様式1をとりまとめのうえ、教育政策課長へ推薦を行う。

○山鹿市教育委員会の取扱い

山鹿市教育委員会が所管する学校からの推薦については、前記「教育事務所からの推薦」（ただし、ア及びオを除く。）に準じ「教育事務所長」を「義務教育課長」に、「管内」を「山鹿市内」に、「市町村教育長」を「山鹿市教育長」に読み替えて実施する。

- ③ 体育保健課長及び教育センター所長は、所属職員の中から隊員候補者を選考し、別記様式1を添えて推薦する。

2 隊員候補者の決定

教育政策課長は上記1による推薦があった隊員候補者に対し、隊員候補者決定の通知を行う。

また、教育政策課長は、「隊員候補者一覧表」（別記様式2）を作成し、教育センター所長に送付する。

3 隊員候補者の研修

教育政策課長は、隊員候補者として決定した者に対し、教育センターが実施する研修（初級、中級、上級）を受講させるものとする。

また、教育政策課長は、隊員候補者として決定した者の中から、必要と認める者に、兵庫県教育委員会が行う防災関連の研修を受講させることができる。

4 研修に係る旅費

上記3の研修の受講に係る旅費は、教育政策課の負担とする。

5 研修を受講した者の報告

教育センター所長は、上記3の研修（初級、中級、上級）すべて終了後、研修を受講した者を教育政策課長に報告する。

6 隊員の登録等

教育政策課長は、上記3に定める研修を修了した者を隊員として任命し、要項第2条第2項に定める隊員名簿に登録する。

また、教育政策課長は、要項第3条第2号の活動のため、隊員名簿に記載された氏名及び所属を、県内の公立学校長及び市町村教育長に通知する。

7 隊員への登録通知

教育政策課長は、隊員候補者の推薦手順に準じ、隊員へ「隊員名簿」に登録した旨を、任命書（様式3）を添えて通知する。

8 平成29年度以前の研修受講者の取扱い

教育政策課長は、平成29年度以前に上記3に定める研修と同等の研修を受講した者について、教育センター所長からの報告に基づき、所属長の承諾を得て、隊員として登録することができる。

(別記様式3)

任命書

【所属名】

【職名】 【氏名】

大規模災害発生時における学校教育の早期復旧を支援するため
熊本県学校支援チーム隊員に任命する

平成30年月日

熊本県教育長

宮尾千加子